

新宿区告示第210号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第137条第4項の規定に基づき、第二市ヶ谷マンション敷地売却組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年3月31日

新宿区長 吉住 健一